

令和5年度第4回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和5年10月23日（月）午後1時15分から午後4時30分
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
- 3 出席者 寺嶋会長 清水副会長 坂巻委員 山下委員
- 4 欠席者 上田委員 中川委員
- 5 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 石福主査 齋藤主事
社会福祉課 金井課長 松本主査補
- 6 申請団体 社会福祉法人白井市社会福祉協議会（3名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 白井運動公園・市民プールの指定管理者の候補者の選定に関する
答申について
議題2 白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者の選定及び答申
（案）の決定について

9 議 事

●事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日のスケジュールは、次第に基づき二つの議題について審議し、午後4時30分の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開です。

また、過半数の委員の出席により会議が成立していることを御報告します。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶をいただきます。寺嶋会長、よろしく申し上げます。

●会長 本日、第4回ということで、本日も白井市地域福祉センターの審査ということで、白井市民の福祉に関わる非常に重要な施設などを議事にしております。本日もしっかりと審査していきましょう。よろしく申し上げます。

●事務局 寺嶋会長、ありがとうございました。

それでは、資料の確認をいたします。クリップ留めの資料で、1枚目が次第になります。2枚目が、議題の内容が書かれて、スケジュールが書かれている資料が1枚ありまして、3枚目が審査票（案）になります。それが2枚ありまして、白井運動公園・白井市民プール指定管理者の候補者の選定についての答申（案）が次にあります。それが両面刷りで2

枚。最後に、令和4年度指定管理者モニタリング評価表がつけてございます。

また、先日お渡しいたしました募集要項、申請団体からの申請書、条例をお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の審査会の出席者を御紹介いたします。

本日は、白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者の選定を行います。施設の所管課であります社会福祉課の金井課長です。

●社会福祉課 金井です。よろしくお願いします。

●事務局 担当の松本です。

●社会福祉課 松本と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局 本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。社会福祉課の職員は、議題2で白井市地域福祉センターの指定管理者の募集について説明を行います。それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入ります。会長、よろしくお願いいたします。

●会長 それでは、お手元の次第により議題に入っていきたいと思います。

初めに、議題1、白井運動公園・白井市民プールの指定管理者の候補者の選定に関する答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 それでは、議題(1)、白井運動公園・白井市民プールの指定管理者の候補者の選定に関する答申について説明いたします。

お手元に先ほど配付いたしました答申(案)を御覧ください。

指定管理者の候補者の決定のフォーマットに、前回皆様に審議いただきました審議結果と選定理由を加えて作成したものです。答申(案)の1ページ目、表紙については市の答申(案)の様式となります。

めくっていただいて、裏面が答申の内容となります。2段落目でサービス等の評価点数が、最低評価基準点5点掛ける審査項目14項目掛ける6名の420点を上回っていること及び審査項目として、14番になりますが、団体の経営状況について委員の平均点の最低基準である5点以上、つまり、6人の委員で選定していることから30点以上であることが条件となりますが、45点であることから、申請団体の財務状況が健全であることを記述しております。

この2点について記述した上で、指定管理者の候補者として株式会社協栄を候補者とし

て答申することとしております。

また、この審議会では、候補者が辞退した場合の際、優先順位第2位を決定することとなっていることから、次点として株式会社クリーン工房を選定し、答申しているところです。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

こちらの点数については、事務局で先に提出していただいた審査結果を入力し、確認しておりますので、上段の主な選定理由を御覧ください。

こちらは、前回御提案いただいた内容について、事務局で文章としてまとめたものです。選定理由の1点目として、現状の問題点及び解決策をよく認識しており、問題点を克服するための具体的な提案をしていること。こちらは、問題点を把握した上で具体的な提案がされていたことを記述したものです。2点目は、他市を含め管理実績が豊富にあり、プール設備の特性への理解度が高いこと。プールという特殊な設備の管理実績の豊富さが評価できることを記述したものです。3点目は、プールと運動公園の同時管理によるシナジーを利用した提案をしていること。こちらは、2施設を同時に管理することを生かしたよい提案がされていることを記述したものです。

続きまして、裏をめくっていただいて4ページ目は、次点の株式会社クリーン工房の結果になります。こちらについても、事務局で点数は確認しております。

以上で議題(1)、前回の審査結果を踏まえた答申(案)の結果について説明を終了します。答申(案)の決定をお願いしたいので、よろしくお願いします。

なお、決定していただいた後は、例年どおり文書で市長に答申を行いたいと思っております。よろしくお願いします。

●会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様で、今回、議題(1)の資料として事務局が作成した答申(案)について、修正したい箇所や、事務局に内容を確認したい場所等ありましたら質問をお願いいたします。質問は挙手の上で、指名された後をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、以上の結果を基に、答申(案)として決定するというところでよろしいでしょうか。

では、提案いただいた案を答申として決定いたします。お願いします。

●事務局 ありがとうございます。本日付で答申いただくことといたします。

では、お願いします。

●会長 では、続きまして、議題(2)、白井市地域福祉センターの指定管理者の選定及び答申について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局 議題（２）、白井市地域福祉センターの指定管理者の選定及び答申（案）について、事務局から説明いたします。

本日、この議題で決定していただきたい事項は３点あります。一つ目は審査票の決定、二つ目が指定管理者の候補者の選定、三つ目が答申（案）の決定となります。決定していただくものが、いずれも関係してくるものとなりますので、その都度説明を行い、その都度決定をしていくこととしてよろしいでしょうか。

●会長 はい、問題ありません。

●事務局 ありがとうございます。

それでは、決定していただきたい事項の一つ目、審査票について説明を行います。お手元の四角囲みの資料１を御覧ください。

こちらは、白井市地域福祉センターの審査票です。いつもと異なる点といたしましては、今回の施設はサービス等の評価のみとなります。価格の評価がありません。10点満点の評価項目が12項目、5点満点の評価項目が1項目ありまして、評価点数が125点満点となります。

審査票の説明は以上となります。審査票の決定について御審議願います。

●会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様で審査票の内容についての質問や事務局に内容を確認したい箇所等ありましたら、御質問お願いいたします。いかがでしょうか。

●〇〇委員 大丈夫です。

●会長 では、問題がないようですので、審査票を決定することといたします。

続いて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局 ありがとうございます。それでは、今回決定していただきました四角囲み資料１を基にして審査票を配付しますので、少々お待ちください。

●事務局 よろしいでしょうか。3ページ目の一番下、(13)の団体の経営状況については、本日、欠席2名いらっしゃいますので、皆様の合計が20点を下回る場合は失格となりますので御注意ください。審査票の説明は以上です。

●会長 審査方法について、この時点で事務局に確認すること等はございますでしょうか。

大丈夫ですかね。

●事務局 それでは、白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

初めに、候補者の選定に当たり、施設担当課の社会福祉課から、本日審査する白井市地域福祉センターがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要、応募資格や提出書類に不備はなかったかについて説明をしていただきます。

それでは、金井課長、よろしくお願いいたします。

●社会福祉課 それでは、社会福祉課、金井のほうから説明をさせていただきます。着座にて説明をいたします。

それでは、白井市地域福祉センター指定管理者候補者選定審査に関し御説明をさせていただきます。

初めに、地域福祉センターの指定管理者の募集につきましては、非公募としておりますので、その理由から御説明をいたします。

市が定めます公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針におきまして、指定管理者の募集については原則として公募としておりますけれども、地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化又は地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できるときは非公募にすることができるとしております。地域福祉センターにおいても、地域の活力を活用した管理運営により事業効果が期待できることから、非公募としております。

また、指定管理者の資格としては、社会福祉法人とさせていただいておりますけれども、指定管理者を1者選定した理由につきましては、社会福祉法人白井市社会福祉協議会、こちらの団体が実施している活動内容が、地域福祉の推進であり、住民の参加の下に地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るとする地域福祉センターの設置目的に合致をしていること。

また、社会福祉協議会は、地域福祉の増進に関し長年の経験を持っております。社会福祉法においても、地域福祉の推進の担い手として法的に位置づけられていることから、この能力を活用しながら、市民サービスの向上、効率的な施設の管理運営が期待できるためとしております。

なお、センターを建設する際、県から交付されました地域福祉センター建設補助金の採択要件といたしまして、地域福祉センターの管理は、原則、社会福祉協議会へ委託するよう明記をされていたことなどから、平成13年10月の保健福祉センター開所時から管理を社会福祉協議会に委託しております。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入に伴いまして、指定管理者としてセンターの

管理運営を開始し、平成25年度、平成30年度、5年ごとの選定におきまして指定管理者の指定を更新しております。

それでは、施設の目的を御説明いたしますので、白井市地域福祉センター指定管理者申請取扱要項を御覧ください。

1 ページ目をお開きください。

初めに、1、施設の目的を御説明します。白井市地域福祉センターの所在地は、白井市復1123番地。白井市役所本庁舎に隣接する保健福祉センターの2階と3階にございます。こちらは、恐らく事前に施設を御確認いただいておりますかなと思います。地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、ボランティアの養成及び活動の場の提供、各種福祉情報の提供等を総合的に行うとともに、住民の参加の下に地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の向上を図ることを目的としております施設となっています。

次に、2の施設の概要です。建物概要や施設の内容につきましては、記載のとおりです。地域福祉センター内には、3階に社会福祉協議会の事務室、ボランティアセンター、相談室、翻訳室、録音室、団体活動室が3部屋設置されており、2階には会議室1、会議室2が設置されております。

続きまして、3、施設の管理運営方針です。(1)の基本方針につきましては、創意工夫に基づいた管理運営によりセンターの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、住民による福祉活動を推進するための各種事業の実施、ボランティアの養成及び活動の場の提供など、地域福祉の活動拠点としての充実を図り、効果的な運営管理を行うものとしております。

2 ページ目をお開きください。下のほうから3 ページ目にかけて、5の指定管理者が行う業務を御覧ください。

業務の範囲は、主に施設の運営に関する業務、施設の維持管理に関する業務、地域福祉センターの利用料金の収受に関する業務としております。施設の利用許可、取消し、施設や設備の管理、施設内の整理整頓、利用料金の徴収等を行います。そのほか、事業報告書や月次センター利用状況報告の提出や市関係機関との連絡調整などがございます。

次に、3 ページ目の真ん中辺になりますが、6 指定管理の期間です。こちらにつきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

続いて、その下の7、経理に関する事項です。地域福祉センターは保健福祉センターの一部でございます。市が直接建物の光熱水費、清掃委託料、施設の警備委託料及び施設設備の維持管理料や備品の管理費などを支出しております。また、地域福祉センターの管理運営に関する人件費も、市が交付しております社会福祉協議会の管理事業補助金の対象経費となっております。以上のことから、地域福祉センターの指定管理料を無料としております。

なお、地域福祉センターの貸出し施設の利用料金につきましては、令和2年度から有料としており、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第13条の2第3項に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされています。徴収した利用料金につきましては、指定管理者が収納し、一定割合を市に納付することとしております。市への納付割合につきましては、基本協定書にて定めてまいります。

続いて、8の指定管理者の資格を御覧ください。申請の資格は社会福祉法人としております。提出されています団体の概要を示す書類の中に、履歴事項全部証明書と定款がございますけれども、申請者の資格に該当する団体であるということを確認いたしております。

また、(2)の制限事項としまして、次の5項目に該当する団体は申請することができないとしております。こちらのほうを読み上げさせていただきますと、①国税又は地方税を滞納している法人、②白井市、千葉県又は県内市町村から指名停止措置を受けている法人、③条例に規定する兼業禁止に該当するものがある法人、④過去3年以内に指定管理者の指定取消しを受けた法人、⑤暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが代表者又は準ずる地位に就任し、又は実施、実質的経営に関与している法人。以上の5項目を設けております。これらに該当する団体は申請することができないということになります。

国税又は地方税を滞納しているものについては、各種納税証明書により滞納がないことを確認いたしております。

次に、読み上げました②から⑤の項目につきましては、申請書類の62ページと63ページの誓約書、団体の概要を示す書類の中の当該法人の理事、監事、評議員名簿がございますが、制限事項に抵触していないことを確認しております。

最後に提出書類ですが、取扱要項4ページの10、申請の手続の(2)、提出書類に示した書類は、全てそろっていることを確認いたしております。

以上のことから、申請のあった社会福祉法人白井市社会福祉協議会を指定管理者に選定するに当たり、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条に基づき指定管理者選定審査会の意見をお聞きしたいので、審査のほうをよろしくお願いいたします。

●会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。
お願いします。

●〇〇委員 委員の〇〇と申します。お疲れさまでした。

今ざっくり読んだところで、指定管理の運営方針というところから全体的に見て、あと経費の部分につきましては、全部市が経費負担するよと、管理料を負担するので指定管理料は無料としますよということなのですからけれども。要は、指定管理する業務としては、そ

この2階と3階のフロアの運用というのですか、それに関しての指定管理なのでしょうか。それとも、その他、社協さんのどこの市でもあると思うのですけれども、社会福祉協議会としての業務そのものを運営をさせるためのいろんな社会福祉団体の統括的な意味も持っていますよね、社協さんは。そういった業務をやるための指定管理ということなのか、いま一つ明確に分からないので、もう少し説明をいただければと思うのですけれども。

●社会福祉課 それでは、お答えいたします。既に現場を御覧いただいたときに、3階のフロアの一部と2階の施設の一部を御覧いただいたと思うのですけれども。指定管理といたしましては、主なものとしましては、施設の貸出しであったりですとか運営のほうが主なものになります。建物自体が、地域福祉を推進する上でボランティア団体、福祉人材を育成して裾野を広げていくような、そういった目的も含まれておりますので、その部分は市が人件費などを補助しております補助金の部分でも、地域福祉の推進という意味では補助金を出しておりますので、そちらと少し似た部分はあるのです。線引きといたしましては、施設をしっかりと運営していただく。その施設を運営するに当たって、自主事業を行っていただいて、その部分は地域福祉の人材を育成していく、地域福祉の団体が活動する場を施設を使いながら提供していくというようなことになっております。すみません、うまく説明できたか分からないのですけれども。

●〇〇委員 そうような団体で、多分、社会福祉協議会の位置づけというのは、かなり皆さん悩んでいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、事実上は活動スペースの提供ですよね。その活動スペースの提供で、社会福祉協議会にもなくなってもらっては困るようなものだと思うのですけれども、そういったような一種特殊な団体に対してのこういうスペースの貸出しみたいな、そういったようなものをこういう指定管理みたいなやり方でやらないと駄目なのですかね。もっとストレートに行く方法っていうのはないのでしょうか。

●社会福祉課 今回は、指定管理者の導入に関する指針におきまして、こちらの平成17年の3月に定められたものではあるのですけれども、その中で、やり方としては、例えば施設を管理委託する委託というようなやり方もあるのかもしれないのですけれども、より指定管理者制度を取ることで、ある程度、利用許可の部分も指定管理者だと行えるなど、もう少し地域福祉の推進に向けた管理運営ができるのではないかとということで指定管理者制度を取っていると思いますので、こちらにつきましては、やり方として適正なのかなというふうに思っております。以上です。

●〇〇委員 分かりました。かなりいろんな部分で苦勞されている部分があるとは思

のですけれども、ちょっとイレギュラーなパターンの今回の選定なのかなというふうには感じましたけれども、御苦労なさっているのがよく分かりますので、これで了解しました。

●会長 その他、御質問等いかがでしょうか。

私から事前をお願いしたいのですけれども、こういうやや特殊な案件であるという場合には、その旨、事前にメールか何かで頂けると、普通に今までと同じようなケースなのかなと思って読んで、途中まで読んで、何か違うなと思って、もう1回読み直すみたいなのが必要になっちゃうので、できればちょっと教えていただけると、というのをお願いします。以上ですかね。

●事務局 それでは、これより10分間の休憩とします。休憩後、社会福祉法人白井市社会福祉協議会の準備が整い次第、審査に入りますので、1時58分までに席にお戻りください。

それでは、1回休憩にします。

(休憩)

●事務局 それでは、これから白井市地域福祉センターの指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分とします。

プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、併せて御注意願います。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、会議室の時計で2時25分までとします。よろしく申し上げます。

では、お願いします。

●社会福祉協議会 それでは、皆さんこんにちは。社会福祉法人白井市社会福祉協議会でございます。私は事務局長の〇〇と申します。本日はプレゼンテーションの機会を与えていただき、感謝申し上げます。

では、本日の出席者について紹介させていただきます。

まず、私の右隣にいますのが会長の〇〇でございます。会長からは、一言御挨拶をさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

●社会福祉協議会 皆様こんにちは。社会福祉協議会の目指すものとしましては、住民の一人一人の地域のニーズに対応して、皆さんが安心して暮らせるまちづくりを地域の住民の方々のお力をお借りしまして、積極的に福祉に取り組んでいます。よろしくお願ひします。

●社会福祉協議会 次に、私の左隣にありますのが事務局次長の〇〇でございます。

●社会福祉協議会 〇〇と申します。よろしくどうぞお願ひいたします。

●社会福祉協議会 事務局次長には、本日のプレゼンテーションの全体説明をさせていただきます。

では、白井市地域福祉センター指定管理者の係るプレゼンテーションを始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●社会福祉協議会 着座にて失礼させていただきます。

改めまして、私は白井市社会福祉協議会の事務局次長を務めております〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。本日、私のほうから説明のほうをさせていただきますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

それでは、申請させていただきました申請書に基づきまして説明させていただきますので、申請書のほうを御覧いただけますでしょうか。

本日は、令和6年度から5か年の地域福祉センターの指定管理者として、社会福祉協議会を御指定いただきたく、このたび申請をさせていただきました。本日は、これにつきまして御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、申請書1ページをお開きください。

まず、当会の団体の概要説明からさせていただきたいと思ひます。当会は、社会福祉法人白井市社会福祉協議会と申します。任意団体といたしまして昭和44年に発足し、昭和61年、法人格を取得し、社会福祉法人となりましてから今年で37年となります。保健福祉センター3階に事務所を置かせていただき、平成18年4月から、地域福祉センターの指定管理者として団体活動室、また、録音室等の利用申請受付と許可に関する事務を任されております。令和2年10月からは、白井市の施設有効利用の方針にのっとりまして有料化が導入されまして、団体活動室、録音室などのほか、2階会議室も貸出しに含まれることとなり、現在に至っております。

代表者は、先ほど御挨拶をさせていただきましたが、平成29年度から松本千代子が会長を務めさせていただいておりまして、この5月から4期目に入ったところでございます。

理事10名、監事2名の12名で役員体制を取っております。このほか議決機関といたしまして、12名の評議員からなる評議員会を設置しており、予算、決算、事業計画、事業報告等の重要案件を御審議いただいております。

職員の体制といたしましては、事務局24名、船橋カントリークラブの向かいにございます福祉センター8名、同じく就労継続支援B型事業所みのり5名、9小学校区ごとの地区社協の事務員14名の合わせて合計51名でございます。

法人の性格といたしましては、社会福祉法に規定されておりますとおり、公共性の高さ
と民間性を併せ持った住民主体の組織でございます。

社会福祉協議会の目的とするところは、究極に一言で言い表すとすれば、担い手づくり
であると考えております。地域の課題を地域の皆さんが自分自身の問題として捉え、地域
住民の手で解決できるよう、住民自らが地域の主役となって、もしそこに困っている人が
いれば地域全体で支えていきましょう、そういう地域づくり、そのための担い手づくり、
地域づくりであります。そういった意味合いからも、社会福祉協議会の業務は、自助、共
助、公助の中の共助の部分と言えるものでございます。

この業務の目的を達成するために実施しております事業が、先ほど差替えて委員の皆様
方にお配りをさせていただきました三つ折りのパンフレットでございます。御覧いただけ
ますでしょうか。ありがとうございます。

主な事業を簡単に紹介させていただきますと、まず中央に記載のございます市内9地区
に設置しております地区社会福祉協議会でございます。各地区、曜日は違っても、それぞ
れ週3日、10時から4時まで開所いたしております。公民館の中に設置している地区、学
校の余裕教室を使わせていただいている地区それぞれですが、地域にに応じて、ふれあい食
事会やふれあいきいきサロンなど、地域の住民の皆様が集える行事などを中心に事業を
行っております。そのほか、家事援助のホームヘルパーを派遣するまごころサービス事業、
また、御覧いただいているパンフレットの右に目を移していただきますと、よろず相談で
ございます心配ごと相談事業。この事業は、中でも現在、相談支援部門で拡大してありま
すのが、新型コロナウイルスによる経済状況の悪化に伴いますコロナ特例貸付、こちらの
相談件数が多く、今年は3年目に入りまして償還業務のほうも開始されているところでご
ざいます。時間の関係もございまして全てを紹介できませんが、それ以外の事業や、また、
裏面には、社協会員会費制度についての記載もございますので、お時間がございますとき
に、ぜひ御覧をいただきまして、社会福祉協議会、理解の一助にいただければ幸いに
存じますので、よろしく願いいたします。

概要、最後になりますが、今月1日から、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開され
ております。当会は、社会福祉法人千葉県共同募金会の白井市支会という顔も持ってあり
まして、笠井市長さんに支会長をお務めいただき運動を展開いたしております。例年、自
治会、町会に御協力をいただくほか、企業、商店、小中高等学校さん、こういった方々の

御協力をいただき、地域全体の運動として取組を進めており、これも共助の一環であるという認識の下、運動を展開しているところでございます。

それでは、概要のほうは終わらせていただきまして、事業計画に移らせていただきたいと思っております。

資料の5ページを御覧いただけますでしょうか。ありがとうございます。

資料5ページを御覧いただいております。管理運営の基本方針といたしましては、地域福祉センターの趣旨を理解し、利用団体等との連携に努めながら、地域福祉の向上に努めてまいります。また、社会福祉協議会という公共性の高い組織として、あらゆる市民に対して公平かつ安全な運営に努め、白井市におけるボランティア活動並びに市民活動の発展に寄与していく所存でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

市民サービスの向上方法につきましては、これは団体活動室や会議室のことですが、室内の備品類等の適正な管理、それから、これらの使い方、取扱いの方法を理解し、利用者様へ対応をいたします。

夜間、休日の利用につきましては、日常的に警備員さんとの連携にて対応をいたします。サービス向上の基本である利用者からの声につきましては、意見箱の設置、また、ホームページの問合せフォームの活用のほか、本予約に窓口にお見えの際に、よくコミュニケーションを取り、聞き取りなどを実施しているところでございます。これらを職員間で共有し、向上に反映させていきたいと思っております。

続けさせていただきます。7ページを御覧いただけますでしょうか。

利用者ニーズの把握方法と対応につきましては、利用者の声を聞くことと併せて、民生児童委員、また、地区社会福祉協議会の推進員などの協力者をはじめ、ボランティア団体などのサービスの担い手の方々からも御意見をお聞きするように努めます。

また、苦情につきましては、誠意を持って対応することを基本とし、苦情受付簿により職員間の共有を図ることで再発防止に努めてまいります。苦情の内容によりましては、苦情解決に関する要綱により設置しております第三者委員へつなげ、適切に対応いたします。おかげをもちまして、現在まで第三者委員にまでつなげる案件は発生いたしておりません。

続けさせていただきます。8ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

自主事業の実施計画につきましては、ボランティアセンターにおきまして各種講座、講習会を開催することで、地域活動へ参加しやすい体制を整備いたします。傾聴講座、手話、朗読、保育、また、認知症サポーター養成講座などなどがございます。これらを実施することで、地域の中で支援を必要とする方と、それを手助けしたい方の橋渡しとなり、住民相互の助け合い、支え合いのまちづくりを進めてまいります。

お手元の資料の後ろのほうになりますが、タックラベルをつけておりますが、この中の令和2年から4年度の事業報告をファイルしております。この中に各年度の事業実績がご

ございますので、お時間ございますときに、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

また、実施事業の中の一つといたしましては、市からの補助金を半分充当していただいておりますが、法人化以来の目玉事業でございます心配ごと相談事業を実施いたしております。どこに相談したらよいか分からない住民のため、身近な相談窓口として、相談内容を限定せず、よろず相談として実施してまいります。当初からの弁護士相談のほか、現在では、司法書士相談ですとか税理士相談などの専門相談を充実してきたところでございます。

続けさせていただきます。9ページを御覧ください。

緊急時の対応についてでございます。まず、防災につきましては、白井市との災害時におけるボランティア活動に関する協定に基づく災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げ、運営を行うべく、職員、関係者と合同で災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施いたします。また、令和3年2月には、市内の建築業組合、造園業組合、梨業組合など市内10団体と災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結したところでございます。

防犯につきましては、出入り口やロッカーなどの施錠を怠らないほか、個人情報などにつきましては、施錠のできるロッカー、金庫に保管しております。夜間、休日利用につきましては、警備員さんと連携を密にして対応いたします。

この緊急時につきましては、万が一、急病人など出ました場合は、同じフロアに健康課さんなどございまして、保健師さんなどいらっしゃいますので、応援を要請するとともに、容態によっては救急車を要請するなど迅速に対応いたします。今年度はまだ実施していませんが、昨年度は、当会全職員を対象としてAED講習を実施し、緊急時に備えております。この緊急時の対応につきましては、別冊といたしまして、危機管理マニュアルを御用意させていただきました。実は修正がきちんとできておりませず、既に終了した事業が含まれてしまっております。早急に見直しを図らせていただきますが、現段階の現行のものとして、お手元のものを御用意させていただきましたので、御覧いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続けさせていただきます。12ページを御覧いただけますでしょうか。ありがとうございます。

利用促進の仕方につきましては、当会広報紙「社協しろい」で年4回、各種サービスの案内を行うほか、ホームページ、また、場合によっては地区社協へ協力を求め、記事の掲載をお願いし、連携を図りながらPRしてまいります。

先ほど御覧いただきました三つ折りのパンフレットにつきましても、広報の一つと捉えておりますPR材料の一つでございます。

続けさせていただきます。隣の13ページを御覧ください。

利用料金につきましては、令和2年度から、施設有効利用の観点から有料化が導入され、3年を経まして、しっくりようやくくるようになってまいりました。適正な料金設定と思

われますので、現行の利用料金を継続してまいりたいと考えております。

続けさせていただきます。14ページを御覧ください。

類似施設の運営実績につきましては、まず、平成元年の6月、当時の福祉作業所の受託運営を行っております。福祉作業所は、現在の就労継続支援B型事業所のみとなっております。次に、平成8年4月、当時の白井町老人福祉センター、青少年婦人センターを受託いたしております。その後、この施設につきましては、平成18年9月から指定管理者として管理運営するようになり、現在に至っております。この指定管理者に切り替わるタイミングで、婦人センターから女性センターへ名称が変更となっております。また、平成25年4月、指定管理者として福祉作業所が、現在の就労継続支援B型事業所のみへ運営形態を変更し、現在を迎えているところでございます。

続けさせていただきます。15ページを御覧いただけますでしょうか。

施設設備の維持管理につきましては、鍵の管理と整理整頓に努めます。過去に利用者の鍵の返却のし忘れなどの事例もありましたことから、部屋の開け閉めは職員が必ず行うようにいたしております。備品の破損や故障につきましては、その都度、担当課でございませぬ社会福祉課へ連絡し、御対応いただいております。また、利用者へも丁寧な使用を心がけてくださいますようお願いをし、注意喚起を行っているところでございます。

続けさせていただきます。16ページを御覧ください。

まず、職員体制につきましては、お手元資料の46ページ以降に、横向きで御覧になっていただく様式5といたしまして、管理体制（職員の配置計画書）がございませぬので、御覧いただきたいと思っております。46ページから横向きで御覧いただくページでございませぬ。様式の5です。

職員の体制につきましては、この中で、事務局長から事務職員Fまでが常勤職員となっております。このうち、事務職員のCからFまでが任期付職員でございませぬ。Fの職員の下、管理事務員と記載のある職員以降が、47ページ、48、49が週2日から3日勤務の非常勤職員でございませぬ。

これらを1枚にまとめてございませぬのが、ページを戻っていただいておりますが、17ページになりますが、法人全体の配置図を掲載いたしております。この中で委員の皆様方、訂正がございませぬ。恐れ入ります。17ページの右上に職員雇用形態、人数というところがあるのですが、こちら職員数14が13の誤りでございませぬ。続きまして、隣の非常勤職員が37名ではなく38名でございませぬ。総数51名に変更はございませぬ。

併せまして、一番左側なのですが、職員の内訳の記載がございませぬ。これの一番上の事務局の中の職員9名が8名に訂正をお願いできますでしょうか。その下、臨時非常勤職員15名が16名の誤りでございませぬ。大変申し訳ございませぬでした。総数51名に変更はございませぬ。大変失礼いたしました。

では、続けさせていただきます。ただいま一部修正をいただきました、この配置図につ

きましては、今回の審査に含まれない清戸の福祉センターなどの指定管理施設の職員も含めた全体の配置図となっておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

続けさせていただきます。この中で、次に研修計画なのですが、研修計画につきましては、主には各職員が千葉県社会福祉協議会の主催いたします各分野の研修会に積極的に参加いたしております。コロナが猛威を振るっております頃はZ o o mの研修が多かったのですが、令和4年度あたりからは対面形式の会議や研修会が再開されはじめ、現在は対面が主流に戻りつつあります。

続けさせていただきます。18ページを御覧いただけますでしょうか。ありがとうございます。

個人情報につきましては、文書などの紙ベースのものについては施錠のあるロッカーに保管するようにし、データについてはパスワードを設定して管理いたしております。例えば、一括してその辺り、業者さんのほうに一括管理のほうのお願いをいたしているところでございます。

続けさせていただきます。19ページの関係法令につきましては、仕様書の基準に従い運営してまいります。日常的に取り組めるものとしたしましては、地球温暖化防止対策実行計画に基づきまして、例えば冷暖房の温度設定を過剰にしないですとか、裏紙の使用を徹底する。また、車両での外出の際は不要なアイドリングは行わないなどなど、市の職員の皆様と同様に、当会も取り組んでいきたいと思っております。

事業計画書の最後になりますが、20ページを御覧ください。

特記すべき事項につきましては、進行中の白井市地域福祉活動計画について、白井市の行政計画と足並みをそろえ事業推進を行ってまいりたいと考えております。また、目標として記載の4点を中心として、職員の意識、スキルの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、隣の21ページの収支計算書について触れさせていただきます。御覧いただいております収支計算書につきましては、地域福祉センターで事業をするについての管理費、事業費となりますので、地区社協の拠点運営であります地域ぐるみ福祉ネットワーク補助金ですとか、老人福祉センターの指定管理料、また、就労継続支援B型事業所みよりのサービス報酬といった人件費・事業費については、除いて計上いたしております。5か年分の収支計算書につきましては、職員の入れ替わりなどにより、人件費に年度による変動がございますことから、その人件費を予算措置していただいております収入サイドの管理事業補助金が、それに合わせて変動いたしております。事業費につきましては、支出増加の抑制を基本としておりますので、令和10年まで同額で計上をさせていただきました。

最後になりますが、貸借対照表について触れさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、ページを振っていない関係資料となりまして、タックラベルをおつけしております令和2年から4年度決算報告書の中の後ろから5枚目を御覧いただけますでしょうか。横で

見ていただくタイプになりますが、貸借対照表でございます。御覧いただけますでしょうか。ありがとうございます。

右下の一番下、純財産の部を御覧ください。基金といたしまして、福祉振興基金700万円、運用資金積立金2,086万6,630円、これが当会の福祉振興基金となります。これに基本財産300万円と次期繰越活動増減差額4,241万7,827円を足しまして7,328万4,457円が純資産となっております。次期繰越活動増減差額と申しますのは、資金の残高である繰越金だけではなく、固定資産なども含めました当会の総資産の繰越額というふうに御理解をいただければと思っております。この時期繰越活動増減差額が、令和4年度決算におきましては、前年度よりも590万円減額いたしております。これにつきましては、例年2分の1補助をいただいております事務費を全額社協で持ち出すこととなったこと、また、職員の配置におきまして、3月で定年退職する職員がございましたものですから、その後任職員を引継ぎ期間を長く設けるべく、10月より雇用いたしました。しかしながら、これは社協独自の雇用計画でありますことから、その人件費を社協で持ち出したこと。また、みのりの軽トラック老朽化に伴い、新規でほろつきの軽トラック1台を購入したことなどが主な要因によるものとなっております。このようなことから、昨年と比べますと自主財源、繰越金の持ち出しが増額をいたしまして、当期の活動増減差額が590万円ほどマイナスとなっております。しかしながら、今年度、令和5年度につきましては、社会福祉課との協議の結果、2分の1の補助をいただいておりますので、特に令和4年度は特別に持ち出しが多かったのかなというふうに考えております。

時間の関係もございまして、最後になりますが、今後につきましては、理事会の補助機関であります組織強化部会において、現在、自主財源確保の課題と解決方法、また新規に取り組めるものはないかなどの協議を進めております。当会が補助金などの市からの公費の負担がなくとも自立していけるような抜本的な財政確保策というのは、非常に厳しいものがございます。しかしながら、地道に取り組めるものから取り組んでまいりたいということで、現在、打合せのほうも進めているところでございます。

収支計算書などをはじめまして、関係資料のほうの説明が大変不足となってしまいましたが、30分の持ち時間でございますので、大変申し訳ないのですが、これで説明のほうを終了させていただきたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

●会長 プレゼンテーション、ありがとうございました。

では、質疑のほうに入りたいと思っております。委員の皆様、質問等ございましたら、挙手の上で発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から少し質問をさせていただきたいと思っております。会長の〇〇です。よろしくお願ひします。

まずなのですけれども、自主事業のほうで、過年度に実施していただいた事業のほうを

ちょっと見させていただいたのですが、チャリティーバザーやボランティアまつりなどが、コロナの関係でできないということが何年か続いていらっしゃるようですけれども、こちらはどうでしょう、この令和6年度からでは、実施する計画などは立っていらっしゃるのでしょうか、いかがでしょうか。

●社会福祉協議会 チャリティーバザーについては、ちょうど昨日、おとといと今年度分を実施しております。昨年度から再開、ふるさとまつりの会場の一部を使ってチャリティーバザーを行っているもので、昨年度から再開しております。

●会長 分かりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょう、皆さん、御質問等。

〇〇さん、お願いします。

●〇〇委員 委員の〇〇です。

21ページの令和6年度の収支計算書をちょっと見させていただいたのですが、その中で市の補助収入ですか、4,400万ちょっとですね。それと、市からの受託金、それから県補助金、大体この辺りが全部人件費に消えているような感じですよ。トータルとして、例えばなのですけれども、先ほどの自分たちでの自主事業があって、要は収入をもっと増やしていくというお話ありましたけれども、例えばこの中で、収入の中で人件費の率が相当高い、抱えている職員さんが多いのかもしれないのですけれども、そこと、あと共同募金の配分金収入が157万7,000円、これに対して支出の部で、これ全国から集まったものが1回収集されて、それだけ配分されてくるのですよね。

●社会福祉協議会 はい。

●〇〇委員 それが実際にこの下のほうの支出で見ると、活動費助成金として外に放出しているのは120万ぐらいしかないじゃないですか。この辺の入りと出のバランスの悪さというか、あまり効率のよくない部分というのは、内部的にはどのように考えていらっしゃいますか。

●社会福祉協議会 赤い羽根の共同募金につきましては、157万7,000円の収入なのですけれども、これが事業費と活動費助成金のほうに分かれて支出されております。

また、御指摘いただきました補助金につきましては、管理事業の補助金が入件費と事務費という形で、人件費が多いのですけれども、例えば、ふれあいのまちづくり事業、ふれまち補助金と書いてあるものなんかは、人件費は含まれておりませんので、全て事業費の

ほうに充当させていただくような形になります。

また、市の受託金につきましては、我々常勤職員ではなく、この受託事業を実施するために雇用いたしております非常勤職員さんの人件費をこの市の受託金の中から頂いているような形で、これも人件費だけではなく、人件費及び事業費のほうへ充当しているような形になります。

また、県の補助受託金につきましても同様でございますが、県からの受託金で生活福祉資金の担当職員の人件費にも一部充てておりますが、それ以外の日常生活自立支援事業ですとか、同じ生活福祉資金の事業なのですが、これの事業費のほうへ配分をいたすような形になっております。その人件費の合計と事務費、事業費の内訳が下の支出のような金額になるというような形でございます。

すみません、きちんとした回答になっていなかったらごめんなさい。

●〇〇委員 大体のお話は分かりましたけれども、抱えていらっしゃる非常勤さんですか、臨時職員さんとか人数はいるのですけれども、その人数の適正配置というのですかね、要は実際そのぐらいの人数がいるとか、そういった精査はしたことはありますか。

●社会福祉協議会 これは、事業の内容を見まして、市役所の担当課とも協議をいたしながら非常勤職員の雇用を行っておりますので、そういった意味からいえば、常に精査を行いつつやっているとこのように考えております。

●〇〇委員 分かりました。一応その予算の決め方なのですけれども、実際には市から補助金をもらうために予算交渉みたいなものがあるのですよね、財政当局と。そのときの財政当局とのやり取りの中で、人件費もう少し減らせないかとか、そういったお話というのはやっぱりあるのですか。

●社会福祉協議会 それぞれ事業ごとに担当課と、私どもから見積書を提出して担当課さんとヒアリングを行うわけですが、その中でやはり市の財政状況によりまして、この部分もう少し抑制してもらいたいですとか、そういうようなお話は常にございます。

●〇〇委員 分かりました。

●会長 ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員 〇〇です。よろしくお願いします。

自主事業のところで、ボランティアセンター運営事業というのがあるのですが、このボランティアセンターというのは、社協さんでやっている事業なのか、地域福祉センターでやっているという、どういう位置づけなのかちょっと教えていただけますでしょうか。

●社会福祉協議会 お答えします。予算的などころとか、そういったところは社会福祉協議会のほうで事業費として持っております。それから、ボランティアセンターの人件費についても、その事業ごとについてくるもの、例えば、いきいきボランティアだったりとか、そういったものになっております。

あと、性格としては、社会福祉協議会、公共性が強い組織なのですが、よりボランティアセンターというのは、例えば災害時の災害ボランティアセンターを進めるとか、あとは日頃の、先ほど人を育てる人材の育成といったことがありましたけれども、そういったところの講座で、例えばボランティアの養成講座であったりとか、個別の手話の養成講座であったりとか、音声訳講座であったりとか、様々な講座の中で人材育成をやっている部署でございますので、より公共性の高いところとして認識しておりますので、白井市ボランティアセンターという名前のおり、白井市社会福祉協議会が運営しているのですが、公共性の高い部分だと考えております。

●〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。その他、御質問等いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私からもう1点お伺いしたいところがあるのですが、自主事業のほうで、先ほど目玉とおっしゃられていた相談室。弁護士に加えて司法書士、税理士による専門相談もされているということなのですかけれども、この辺りは、提携されている専門職の方がいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

●社会福祉協議会 御意見ありがとうございます。弁護士、司法書士、税理士、それぞれ年度ごとに契約を結んで委託しているところです。今のところ、弁護士相談は月2回、相続税務相談、司法書士相談は月1回実施しております。

●会長 ありがとうございます。その辺りにかかるコストというのは、これは事業費に入っているのですかね。

●社会福祉協議会 はい。委員長さんがおっしゃるとおりでございます。

●会長 ありがとうございます。あと、ちょっと細かいところなのですが、事務局長さんと次長さんについては、令和8年度で退職されるのですかね。コストのほうを見てみると、令和9年度を境に、人が替わったのかなというようなどころが見てとれるのですが、こういう理解でよろしいでしょうか。

●社会福祉協議会 社会福祉協議会、市の職員に準拠した人事の形ということを取っているのですが、法人内で、経営会議の中で一旦60の定年ということまでまっていますので、この資料の中では、それに沿って作成させていただきました。

●会長 分かりました。ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか、皆さん。よろしいですかね。

では、質疑のほうは、以上で終了とさせていただきますと思います。

では、事務局、お願いいたします。

●事務局 ありがとうございます。

以上をもちまして、白井市社会福祉協議会の審査を終了いたします。長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。

それでは、退室してください。

(団体退室)

●事務局 それでは、これから採点及び委員間の討議をお願いいたします。

なお、討議については、自らの採点結果を明かすことのないように質疑や討議をいただきますようお願いいたします。

●会長 では、採点に当たり委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。

まず、財務的などころですけれども、これについては、基本的には問題ないという理解でよろしいかと思えます。先ほどのプレゼンテーションの中でもありましたけれども、基本的には補助金収入と指定管理の収入が、収入的にはほぼほぼ大部分を占めていらっしゃる。会費収入などもあるにはあるのですけれども、割合的にはそんなに大きくないということなので、基本的には補助金収入と指定管理料が入ってくれば問題なくやっつけられるのだらうなというような形にはなっている形ですね。

貸借対照表的にも、流動資産で流動負債は全て補えるような割合にはなっていますので、この次期繰越活動増減差額、プレゼンテーションでも触れられていましたけれども、これは一般の企業でいうところの繰越利益剰余金みたいな形になるのですが、これも結構な金

額があると。先ほど、直近の令和4年度でマイナス600万ぐらいという話がありましたが、これが仮に5年、10年続いても何とかなるぐらいの金額にはなっていますので、早々に潰れるというようなことはないでしょうねというようなところですね。

ということで、基本的には提案されている内容で審査するという事で問題ないかなというふうに理解しております。

その他いかがでしょう、討議したいことなどは。

はい。

●〇〇委員 会議始まる前に、〇〇委員等からも出たのを私もすごく思っていて。そもそもというか、これ地域福祉センターというものを指定管理者制度にしているというのが、そもそもどういった経緯で。この指定管理者制度というのは、民間のノウハウを幅広くというようなことが書いてあるのですけれども、それとはまた趣旨が違って来るし、今のこの資料とか見ていると、地域福祉センターの管理委託するに当たってのものと、実際に社協さんがやっているものと、多分どこも、みんなが線引きとかがない状態だと思うのですよね。この場で言うことではないのかもしれないのですけれども、それがどうなのでしょうかとこのように思っています。

●〇〇委員 自分もあえて今回質問しなかったのは、立場的にも微妙なところがあるので。役所なのですよ、ここも。

●〇〇委員 そうですよね、それはすごく分かるのですけれども。白井市の中でここを指定管理ということにするというのはどうなのでしょう。

●会長 補助金でもやらせるというのが明記されているのであれば、もう。

●〇〇委員 この団体を生き残らせるためには、仕事をあげないと。

●会長 そういうことですね。

●〇〇委員 それも分かるのですけれども、この場、この指定管理者の選定というところで、それをやるものなのかなという。

●社会福祉課 以前、社会福祉協議会は市役所の一角で事務局として運営されていたのかなと思うのですけれども、やっぱり何をしているかとか、市が見るタイミングがないと、市もアドバイスできないですし、社協も、ただ自分たちの仕事だけを粛々とというわけに

もいかないというところもあって、5年ごとに見たほうがということで。多分この指針ができたとき、大きく行政改革したときに、この団体も、なあなあではなく、ちゃんと見ているという。

●〇〇委員 もちろんそれも分かるのですけれども、だったら社会福祉協議会というのを見る機関なのか、審査なのか分からないのですけれども、そういうものではなくて、これに特定されているのは、建物があるわけでもないですし。管理するのも結局、市でやってもいいではないですか。ごめんなさい、別に責めるとかそういうのではなくて。

●会長 形式的に指定管理を使うのが、一番都合がよかったというのは分かるのですけれども、率直に言って、形骸化しているのではないのでしょうか。出てきた資料も5行ぐらいしか書いていないので、あんまり有効ではないなとはちょっと思う。

●〇〇委員 具体的に、この地域福祉センターというところだけを特化して見る、今回の会というか、審査会ではないなというところをすごく率直に思って。

●〇〇委員 本当は、これ直営施設ですべきなのでしょう。

●社会福祉課 そうすることで、担当課の書類審査でどこまで審査したらいいのだろうという、悩みながらやっている部分もあります。

●〇〇委員 直営施設にするだけの人員とかスタッフとかが今、市役所にいない。

●〇〇委員 第三者から見て、ちゃんと決めましたよ、こう決めましたという形を整えるために、指定管理者制度を利用しているのですよね。

●〇〇委員 業務委託とか、そういう類いでやり方とかは。

●〇〇委員 あるかもしれませんが。ただ、そうすると選ぶ根拠というものが何を持っていくかということなのですよ。

●〇〇委員 最初にあったように、県のほうから、もう社協にやってくださいというのを。

●社会福祉課 補助金の条件の一つにはなっています。

- 会長 逆に、それは大丈夫なのかなと思います。 入れていいのですね、そういうのは。
- 社会福祉課 その当時は、そういう感じでやっていたのですよね。
- 〇〇委員 その建物が、建てないといけないわけではないわけですよね、そういう。任意というか、それぞれの団体ごとの判断になるのですか。
- 〇〇会長 取決め文言があるということは、ここでもう落とせないわけじゃないですか。そこに任せるといふふうには書かれているわけですね。それも何かすごい話ですよね、これは。
- 社会福祉課 指定管にしないと、それを社協に譲るといふ考え方もあります。ただし、貸館自体も、ただでやっていただくことはできないです。
- 〇〇委員 でも、社協がいるところは、また違いますよね。
- 社会福祉課 地域福祉センターの一部です。
- 〇〇委員 そういうことになっているのですね。
- 社会福祉課 はい、公共施設の一部を使っている。
- 〇〇委員 だから指定管理料で流すのか、業務委託で、補助金で流すのかという違いだけ。
- 〇〇委員 それで分かりました。納得して。これだけだと、会議室と団体活動室の管理みたいな感じになっているので。だから、あそこはあそこで、また別口の何かがあるのかなと思っていました。この資料を見るかぎり。分かりました。それで、こういうふうになっているというのを理解しました。
- 〇〇委員 これは言えないのでしょうかけれども、点数って、どうやってつけたらいいのだろうなというのが出てくる。難しいのだよな。
- 社会福祉課 確かに団体との信頼関係であったというのを指定管を何十年もかけてやっている団体なので、そこ以外になると、どうやって審査するのか、なかなか難しいとこ

ろです。

●〇〇委員 分かりました。事務室のところも入っているというのを納得しています。

●会長 では、討議することも出尽くしたと思いますので、採点のほうを始めていきましようか。

●事務局 よろしいでしょうか。それでは、採点表を回収します。委員氏名に漏れがないか、確認をお願いします。

これから集計を行いますので、15分間の休憩をお願いします。

(休憩)

●事務局 それでは、事務局から審査結果について報告させていただきます。

総評価点数が281点で、13番の部分については24点ということですので、1人5点以上の20点以上で、今回の審査の結果、合格となります。以上となります。

●会長 ありがとうございます。

では、主な選定理由の決定を行います。何か御意見等ございますでしょうか。前回のがあるということで。

●会長 いいんじゃないですかね。過去12年間で数字アップデートすればいいのではないかなど。自主財源の確保という課題に向けて取り組み始めている。これは別に要らないのではないですかね。

ほかは、そうだなという感じですし、いいんじゃないですかね。

●会長 トラブルなく管理し続けてきているというのは、間違いのない実績だと思いますので、そこをメインで押すという形は非常にいいのではないかなど。

これでいきましょう。お願いします。

では、以上の3点を選定理由とした上で、答申（案）として作成をお願いいたします。

では、議題（2）白井市地域福祉センターの指定管理者の選定及び答申（案）について、三つの内容について決定いたしましたので、議題（2）を終了いたします。

次第に従いまして、4、その他、事務局から何かございますでしょうか。

●事務局 答申（案）につきましては、今ちょっと体裁整えさせていただきます、内容

を確認させていただいて、このまま決定とさせていただきたいと思っております。

今後の選定のスケジュールについてですが、今週末に議案の提出があるので、それに間に合うようにしたいと思っております。答申を基に市の決定、11月下旬、12月議会に提案、12月中旬、議決、1月から3月、協定書の協議締結、令和6年4月1日から指定期間の開始となります。

会議録の確認をお願いすることになりますので、お手数ですが、よろしく願いいたします。

(答申案作成)

●事務局 では、今、主な選定理由がまとまりましたので、読ませさせていただきます。

1点目が、地域福祉センターの指定管理者として、過去17年間にわたり大きなトラブルや事故がなく運営できている実績が評価できること。2点目が、災害時の危機管理や個人情報保護のマニュアルを作成するなど、管理体制を整えながら、幅広い業務の知識、経験を積み重ねていること。3点目が、地域福祉の推進に関する取組の一環として、地区社会協議会と連携し、地域の課題に協働して解決している点が評価できることというふうにまとめさせていただきました。

先ほどの点数は、採点していただいたものをまとめて、総合評価点数は281点となっております。

このまま本日付で答申することとして大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

では、次回の第5回の審査会については、まだ予定は、未定となっておりますが、令和6年の1月頃の開催予定ですので、再度、日程調整をさせていただきます。

事務局からは以上です。

●会長 ありがとうございます。

では、これを持ちまして令和5年度第4回白井市指定管理者選定審査会を閉会といたします。お疲れさまでした。